

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十四条の二第五項の規定に基づき
厚生労働大臣が定める障害者雇用相談援助助成金の額等（案）
に関する御意見の募集について

令和5年2月24日

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十四条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者雇用相談援助助成金の額等（案）について、下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見募集期間

令和5年2月24日（金）～令和5年3月25日（土）（必着）

2. 御意見募集対象

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十四条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者雇用相談援助助成金の額等（案）について（概要）

3. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。その際、件名に「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十四条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者雇用相談援助助成金の額等（案）に関する意見」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

（1） 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

（2） 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課雇用促進係宛て

※ 事情により、上記のいずれの方法でも意見提出が困難である場合には、電子メールによる提出も可能とします。その際は、件名に「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十四条の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者雇用相談援助助成金の額等（案）に関する意見」と明記して御提出ください。

電子メールアドレス：shoutaika_atmark_mhlw.go.jp（障害者雇用対策課あて）

【御留意いただきたい事項】

- ① スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「_atmark_」を@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。
- ② 意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いたします。
- ③ メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合わせください。)

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください(御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します)。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただきますことがありますので、あらかじめ御了承願います。